

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年6月1日
件名	公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予について		
内容	<p>浅口市から公共下水道事業受益者負担金の申告の依頼がありました。両親の実家を相続したが浅口市に戻ることは考えておらず、実家は空家情報バンクへ登録し、売却の手続きを進める予定であることを下水道課に相談したところ、当初は私の要望を理解していただき、1年間の徴収猶予について前向きな回答をいただきました。その後、空家を理由に徴収猶予を認めると、不平等になるので認めないとの回答がありました。売却予定の空家もあれば、将来住む予定の空家もあり、一律に扱うのは無理ではないかと反論したところ、対象地は宅地であるため、徴収猶予の基準に該当しないとのことでした。今回の対応により、これまでの相談は何だったのか考えさせられます。</p> <p>徴収猶予の基準に「その他市長が特に認めたとき」があります。市長自身で今回の私の事例がこの基準に適合しているか判断していただきたいと思います。</p>		
回答		回答年月日	令和5年6月21日
担当部課	上下水道部 下水道課		
内容	<p>浅口市の公共下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>空家バンクに登録し売却するまでの期間について徴収猶予を希望されていますが、対象の土地は宅地であり、猶予の基準に該当するものではありません。「その他市長が特に認めたとき」を適用できないかとのことですが、例えば係争地となることが明らかであるなど、余程の特別な事情がある場合に限られています。</p> <p>ご承知のとおり、空き家は全国的な問題です。浅口市から転出し、戻ってくる予定のない方は多数おられます。従って、その理由だけで猶予を適用することはできかねます。</p> <p>なお、納期限までに納付をしなかった場合、納期限から1か月を過ぎると納付の日までの日数に応じ、令和5年中は年率8.65%の延滞金が発生することとなります。さらに負担金を一括で納付した場合、最大で約11%の前納報奨金が付きませんが、これも付かなくなりますのでご注意ください。</p> <p>法令上必要なお願いとなりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p>		